

## アヘン戦争前の国内ケン栽培 禁止策について

——保甲制と「印結」の有効性に関わって——

### 一 はじめに

近代中国が半植民地・半封建社会の状況に陥った直接の動機は、周知の如く、イギリスによるアヘンの密輸の増大とその対価としての銀の流出、これによって現象した「銀貴錢賤」による国内経済の混乱と財政逼迫であり、この問題に対する対策として取られたアヘン厳禁政策によって引き起こされた第一次アヘン戦争における敗北の為であった。この清朝政府の厳禁政策の展開、林則徐の採った対策やそれへのイギリスの対応、戦争に至る過程とその経過等々については、既に多くの専論が有り、依然として中国近代史の主要なテーマとして、現在も検討・論議が継続・展開されている。近年においては清朝政府内におけるアヘン対策論議の中における、所謂「弛禁派」の存在を巡って、中国の学界において議論が展開されている様である。<sup>1)</sup>

所で戦争に至る前の段階におけるアヘン禁止の為の条例は、既に

目 黒 克 彦

(史学教室)

雍正七年(一七二九)に制定され、以後何度となく禁令の発布が重ねられ、多くの章程が制定された。それらはいずれも水際においてアヘンの流入を阻止し、国内における流通を断つ事に主眼を置いた対策であったと言える。井上氏の研究に拠れば、嘉慶一八年(一八一三)の禁令発布までをアヘン対策の「外禁時代」とし、以後を「内禁・外禁併用時代」と位置付けている。<sup>2)</sup>この「併用時代」に外国より持ち込まれるアヘンの流入・流通阻止策と国内の需要者であるアヘン吸飲者の取り締まり策が重ねて出される事となる。しかし種々の理由により、主として取り締まりに当たる官・吏の不正・無能によって、これらの対策は有効な成果を挙げ得ず、アヘン密輸量の増大と銀の海外流出の増加を結果したに過ぎなかった。

かくして道光初年に至ると、海外に産するアヘンの密輸入に苦しみ、有効な対策を打ち出し得ない中で、更に困難な問題が浮上して来る事となった。即ち国内におけるケン栽培・国産アヘンの製造と

いう事実が明らかとなり、その禁止・取り締まりの対策にも苦悩せざるを得なくなった事である。

小稿はアヘン戦争前の国内におけるケシ栽培・アヘン製造の問題を巡って、当時の政府当局が如何なる方法によって、これを禁止し取り締まろうとしたかを究明し、その方法の有効性について検討を加え、この時期の清朝政府のアヘン対策の問題点について検討しようとするものである。<sup>(3)</sup>

## 二 問題の発端

道光十年（一八三〇）六月二十四日、御史邵正笏による国内におけるケシ栽培の事実の告発と、その取り締まりを要請する衝撃的な上奏に対する皇帝の上諭が發布された。この邵正笏の告発の上奏全文の内容は知ることが出来ず、皇帝の上諭に引用されている部分によってしか知り得ない。それによると

近年内地の奸民、ついに種売の事有り。浙江は台州府属の如きは、種<sup>ま</sup>える者最も多し。寧波・紹興・嚴州・温州等の府これに次ぐ。台粟・葵粟の名目有り、均しく外洋の鴉片煙と異なるなし。大夥小販到る処分銷し、地方官並に実力查禁せず、以て日久しく蔓延を致す。福建・広東・雲南の如きも亦皆種売し、建粟・広粟・芙蓉膏等の名目有り。かくの如く紛々種売し、若し禁止し<sup>と</sup>絶<sup>と</sup>たざれば、将来必ず各省に伝種するに至らん。ただに書を善良に<sup>と</sup>貽<sup>と</sup>すのみならず、更に大いに耕作を妨げるに属さん。<sup>(4)</sup>

という内容のものである。即ち浙江・福建・広東・雲南の各省で様々な名称でアヘンが製造・販売されている事実を指摘し、汚染の拡大だけで無く、農業生産に対する悪影響を憂慮している。この事は

従来アヘンと言えば、専ら海外からもたらされるものという認識を一変させ、新たなアヘン対策の必要性を示すものであった。密輸アヘンの増大と銀流出に対して有効な対策を採れずに苦しんでいる所に、国産アヘンの取り締まり問題という新たな難題を提起したものと見える。その意味でこの上奏は道光帝にとって正に衝撃的であったと思われる。

しかしながら国内でのケシ栽培問題が論議に上ったのは、この時が初めてではなかったのである。「宣宗実録」巻五十六、道光三年八月戊戌の項に、吏部・兵部の奏請によって「失察鴉片煙条例」の制定が図られた事が記されている。ここでは外国船によるアヘンの密輸、奸民のケシ栽培・アヘンの製造、煙館の開設に対する地方文武官吏の失察せる者に対する処分を厳しくする事を要請している。

この事は去る嘉慶二十年（一八一五）に、官吏に対する失察処分を緩和する事によって取り締まりの効果を挙げようとした施策が失敗し、失察処分の無い事が逆に取り締まりに真剣さを失わせる結果となり、皇帝の狙いが裏目に出た事を示している。この失察処分の対象項目に新たにケシ栽培とアヘンの製造という不法行為を失察した場合の処分規定が付加された訳である。この失察処分の復活に関しては、井上氏の研究に詳しいが、それによれば、この失察処分の復活の契機となったのは、道光二年十二月八日に受理された御史尹佩棻の上奏に拠ると言う。彼は二つの上奏を提出しているが、第二の上奏において、雲南省のケシ栽培・アヘン製造について言及している。即ち雲南省の迤東・迤西一带においてケシ栽培・アヘン製造を行なっている者が存在しているとして、その嚴重取り締まりを求めている。<sup>(5)</sup> 皇帝はこの告発を受けて、雲貴總督明山に事実の調査を命じ、その回答が翌三年七月に提出され、それに対する上諭が下され

た。明山の調査結果が如何なるものであったか、この上諭では明らかでないが、皇帝の言葉として

若し本省私かに罌粟花を種え、採りて鴉片を熬し、及び煙館を開設すれば、即ちに厳しく拏えて究辨せよ。書役を仮手して索擾を滋くするを得ず。

とあり、今後の嚴重取り締まりを命じている。明山が雲南におけるケシ栽培・アヘン製造の事実を確認しているのか否か、判然としな

い。ともかく御史尹佩棻の告発によって国内におけるアヘンの生産・供給の存在が指摘された事を契機にして、吏部・兵部による失察処分規定の際に、ケシ栽培・アヘン製造の取り締まりとその失察の末尾に、特に雲南の督撫に対して、管下の地方官に厳しく命じ、住民に教え諭して、ケシを栽培させないように命令している。これらの事から井上氏はこの失察処分の復活は、特に雲南省におけるケシ栽培とアヘンの製造と深く関係しており、国内におけるケシ栽培・アヘン製造というアヘン問題の深刻化に対する清朝中枢部の危機意識こそが、復活の直接原因であったと解されている。

しかしながら、ケシ栽培・アヘン製造の禁止命令は雲南省だけを対象としており、この事は当時ケシの栽培は雲南だけの局部的な特殊な状況であるという認識であった事を示している様に思われる。そしてその七年後には、ケシ栽培は先に示した如く、雲南から更に浙江・福建・広東へと拡大している事実を知らされた訳である。この時点に至って、まさしく国内におけるケシ栽培・アヘン製造の禁止問題は、より深刻に、危機感を持って論議される事になるのである。

さて、かかる衝撃的な御史邵正笏の告発の上奏を受けた道光帝は各省督撫に著して、厳しく所属に飭して確切に查明せしめよ。

もし奸民種売すること有らば、地方官に責成し、立即に究明懲罰せしめよ。並に如何に嚴禁すべきかの処を將て章程を妥議し具奏せよ。如し所属実種に種売する者無ければ、亦著して確切に查明し、実に拠って覆奏せよ。総て認真査辨し根株を淨絶するを期す。若し日久しくして視て具文と為し、仍りて有名無実を致し、ひとたび經に發覺すれば、ただ該省督撫のみこれ問う。これを凜め。

という命令を下している。即ち全国の総督巡撫に対して、管内の地方官を動員しケシ栽培とアヘンの製造・販売の有無の調査と、その禁止・取り締まりの為の章程の立案を命じたのである。再三の禁令に拘らず、アヘンの密輸が一向に減少しないばかりか、逆に増加の勢いを示している事に加えて、国産アヘンが供給される事は、アヘン汚染の一層の拡大と農業の荒廢をもたらすという認識から、ケシ栽培とアヘンの製造が全国に波及拡大する前に根絶せんとして、全国の総督・巡撫に対して早急な取組みを命じたのである。かくしてこの年の冬から翌道光十一年にかけて、全国の総督・巡撫から調査結果の報告、及び取り締まりの方策・章程の建議が為され、全国規模におけるアヘン論議が展開される事となるのである。

### 三 報告の検討

「史料旬刊」には『道光十一年查禁鴉片煙案』と題して、第三、六・九期に亘って、十六件の報告の上奏を分載収録しており、又楊家駱主編の中国近代史文獻彙編之二、「鴉片戦争文獻彙編」一に収録されている『清代外交史料』の中にも一件、更にこれらに収録さ

れていない甘肅省の覆奏が「宣宗実録」に収録されている。

現在閲読し得るこの十八件の覆奏の内容から、先ず全国のケン栽培・アヘン製造の状況を概観しておきたい。

十八件の覆奏は地域的には東北三省・江西・新疆を除いて全ての省がカバーされている。従ってこれらの覆奏は当時の全国規模での官僚の目を通してのケン栽培・アヘン製造・販売の状況を知る事が出来る。勿論これが直ちに当時の実情を反映したもの、実態を示すものと即断する事は出来ない。地方官の実態調査が限なく徹底して為され、正確に総督・巡撫に報告が為されたか、総督・巡撫がこれらの調査報告を正確に覆奏しているか否か判断しかねる為である。

さて報告が為されている十七省及び熱河について、過去も含めてケン栽培が為されていた事を報告している省は、浙江・福建・広東・雲南・四川・直隸・安徽の七省である。先に見た御史邵正笏の告発に言及された省は、全て栽培の事実を認めており、従って告発内容の正確さが知られると共に、更に新たに四川・直隸・安徽にも拡大している事実を知らされている。

以下暫くケン栽培・アヘン製造の存在を認める報告を検討する。皇帝の調査の命令に最も早く対応したのは、当然ながら御史邵正笏の告発において、筆頭に挙げられた浙江及び福建省からのものであった。即ちこの年の十月十三日に閩浙総督孫爾準と福建巡撫韓克均の連名の報告が出されている<sup>(9)</sup>。

先ず浙江省についての状況を見てみよう。皇帝からの命令を受けた孫爾準は、指摘された温州・台州に穩密に部下を派遣して調査を行なわせたと言う。その結果としてケン栽培からアヘンの製造に至る工程を述べた後、栽培の状況について次の様に述べている。道光元年の時点で、温州府下永嘉県の南谿、樂清県の西城堡、平陽県の

湖裏・麻洋、台州府黃巖縣の路橋・島巖等の地域においてケン栽培が為されており、とりわけ仙居縣が最も盛んであったと言う。当時地方官はこれを知り、ケシの苗を抜き取り、按察使に報告・協議の上、「田地を荒蕪させた例」に照らして、その栽培面積に応じて処罰した。しかしその処罰が軽かった為に、近年再び栽培する者が現われていると述べている。そして調査の時期がケシの播種の前であった為、現在の状況については知ることが出来なかったが、ケシは播種から收穫まで半年の期間を必要とし、且つ容易に見聞し得る所から、地方官が真面目に取り締まりを行なうならば容易に摘発出来るものである。従って、今後各県に通知し住民に充分教諭して栽培させないようにすると共に、收穫前の春に实地に検分し、発見したならば除去させ、厳しく処罰を行なう事としたい、その処罰の内容を現在布政使・按察使に検討させている、と述べている<sup>(10)</sup>。

以上の報告から浙江省においてケン栽培が為されている地域は、浙南地方の沿岸部で比較的丘陵の多い地域である事が伺われる。この報告に示される取り締まり策は、住民に対する教育と地方官による査察の方法であった。その有効性については後に検討する事として、次の報告を見る事とする。

福建巡撫韓克均の報告に拠れば、地方官の調査結果の報告に基づき、次の様に述べている。先ず泉州府について記し、嘗てこの地域においてもケン栽培が為されていたが、土地が少なく人口の多いこの土地では、元來食糧の供給を台湾に仰いでいたが、加えてケシに耕地を奪われ、益々食糧の窮乏に苦しむ事となつて、各族長が官に禁止する様に訴え、官も嚴重に禁止した結果、現在は栽培されていない、と言う。従って福建の場合、過去の栽培は認められるが、現在栽培の事実は無いらぬものであった。そして今後の対策とし

て、布政使・按察使が中心となり、各州県官が保甲制の実施状況の査察に各鄉村を巡回する際に、春季に一度ケシ栽培の有無を調査して「印結」を提出させ、年末に按察使がこれらの「印結」を集約して刑部に提出する事とする。この査察を怠った官に対しては、道光三年制定の失察処分例により、弾劾・処分する事としたい、と述べている。<sup>12)</sup>ここでは取り締まりの方法として保甲制について言及しているが、保甲制そのものを活用するというものではない。取り締まりの主体はあくまでも州県官であり、保甲制の実施状況調査の為の下郷の便に乗じて査察を行なおうとするものである。保甲制に関しては、後にまとめて論述する事とする。

広東省については、皇帝の発令一年後の道光十一年六月二十九日付の皇帝の批文を付した両広総督李鴻賓・広東巡撫朱桂楨連名の覆奏から、その状況を見る事が出来る。彼らは受命後、直ちに管内地方官に調査・報告を求めた。その結果の報告に拠れば、只だ潮州府下においてのみ、間々栽培が為されている事が判明したという。そして当地の官は随時苗を抜き取らせ、禁止を申し渡して来た。この地域以外に栽培されている所は無いと述べている。<sup>13)</sup>この報告では栽培地域について、単に「潮州府属」とするだけで、具体的な県名さえ挙げていない。既に見た浙江の場合、県下の郷名をも示している事と対比した時、甚だ具体性を欠く報告と言わざるを得ない。

今後の対策については、布政使・按察使と協議した結果、ケシ栽培・アヘン製造を行なう者が有ったならば、当地の保甲制の役職者に告発を義務付け、それを受けて官が現地へ赴きその苗を抜き去し、その土地を官に没収し、栽培者を逮捕してアヘン販売の例を適用して処罰する事、若し地保・郷約・族長等が隠匿して報告せず、官によって摘発された場合、彼らを枷責懲治する事、収賄の上見逃した

兵・役はこれを嚴重に処罰する事、更に各州県官は保甲制の抜き取り調査や、所要によって下郷する際に、随時視察し、季節毎にケシ栽培・アヘン製造の有無を道・府に報告し、道・府は季節毎に委員を州県に派遣し調査させ、年末に「所属並無種壳鴉片煙切実甘結」を督撫に提出させ、督撫は毎年一回管内の状況を上奏する事、かくすれば時間の経過と共に具文となる事は無い、と述べている。<sup>14)</sup>

この報告の特徴は、広東の現状については極めて漠然としているのに対して、対策案は具体的であり、又綿密詳細である。ケシ栽培告発の第一次の責任を保甲制の牌頭・甲長・保正、更に地保・郷約・族長等に課しており、又官の段階でも州県官・道府の委員の現地調査を含む点検等が規定され、数段階の査察によって取り締まりを行なおうとするものであり、その限りではこの問題に対する熱意を見て取る事も出来る様にも思えるが、これは飽くまでも机上の計画であり現実性に乏しい様に思われる。机上の立案が如何に綿密周到であっても、それが余りに煩雑であったり、当事者に大きな負担を強いる方法であれば、必ず破綻を来すと言えるであろう。広東の場合まさしくその例に当たると思われる。現に皇帝は、「実録」の記載に拠れば、潮州府以外に在っても栽培する者が少なくないであろうと述べ、<sup>15)</sup>総督等の報告を批判し、注意を喚起している。

雲南の状況については、雲貴総督阮元・雲南巡撫伊里布の報告は「宣宗実録」道光十一年三月己未の項に最初の覆奏が有る。そこでは雲南の状況について、山間に間々栽培している者が有り、直ちに章程を定め、厳しく懲罰を行なっていると報告した事に対して、皇帝は対策に具体性を欠くとして、更に具体策を検討する様に指示している。この指示を受けて再度覆奏されたのは、六月二十六日である。雲南省は先にも見た様に、既に道光初年にケシ栽培の事実が報

じられ、禁令が出された地域であるが、依然としてケシ栽培の事実を認めざるを得ない状況にあった事が知られるが、二度目の覆奏の冒頭の文で先に受けた上諭を引用して、

上諭を欽奉するに、該督等僅かに属に飭して查禁せしむの空言を以て復奏せり。何を以て地方官をして実力奉行せしめ、奸民をして儆懼する所を知らしめるや<sup>66</sup>。

とあり、余りにおざりな覆奏に対する皇帝の怒りを買った事が察せられる。こうした経緯も有って、この覆奏には文中に皇帝の批文が書き加えられている。

報告の内容を見れば、雲南の地が辺境に位置し、住民も元来純朴であったが、越南と境界を接し、又広東とも比較的近い為、アヘン吸飲者が現われて来た。国境地帯の夷民（少数民族）は氣候が温暖な為ケシを栽培し、アヘンを製造・販売し、芙蓉と名付けている。内地の民（漢族）はケシの実を採取して油を絞る事を理由にして栽培し利益を得ている、という実情を述べている。そして前任總督慶保・明山、巡撫韓克均等がアヘンの流入・ケシ栽培を取り締まった事、我々の着任後も州県官に対してしばしば嚴重に取り締まりを命じ、ケシの播種時期の前に告示を出し、兵役を派出して初冬の発芽期と晩春の収穫期の二回現地巡察を行なわせ、苗の駆除・違反者の逮捕を実施させているが、更に州県官の粗忽・怠慢の恐れがある事から、省段階から更に多数の委員を派遣して巡察を行なわせた<sup>67</sup>と述べている。しかしそもそもケシ栽培は資本が少なく利益が多い事、又雲南は深山窮谷が多く、取り締まりの成果を挙げる事が困難な事を弁解している。その上で今後の対策について説き及んでいる。即ち播種期の前に禁止の告示を出し、違反者は重罪に処せられ土地も没収される事を周知させる事、次いで州県官に命じ、地保・

郷約を率いて所管の地域を巡回し、栽培の有無を調査し随時報告させる事、更に冬期に州県官自ら官員を率いて管内を巡り、栽培されている苗を鋤で破棄させる事とする。ここに皇帝の批文が挿入されており次の様に述べている。

鋤劑の二語は殊に不実なるを覚える。若し種植の家をして鋤劑せしめんとすれば、これ必ず信ず可からざる事なり。若し予め多人を帶し以て鋤劑の用に備えんとすれば、又この查辦の法無し。一片の紙上の空談に過ぎざるのみ<sup>68</sup>。

と述べ、手厳しくその方法の非現実性を指摘している。阮元等の取り締まり策は更に続く。翌春収穫前に再度巡回して破棄させる。逮捕した違反者は刑部の定めた新例により、主犯は軍に充て、従犯は徒刑に処し、地保・郷約の収賄による見逃し・怠慢に対してそれぞれ治罪し、土地没収を行ない決して許す事はしない。巡察の後には「印結」を提出させ、道府に送って再調査の上、按察使に送り、これらをまとめて年末に中央に報告する事としたい、としている。これらの方法に目新しいものは見られないが、州県官が自ら年に二回も管内を隈なく巡回・巡察する等は到底実施されるとは考えられず、まさしく机上の空論と思われるが、ここには皇帝の批文は無い。只、この後アヘンの密売取り締まり策を述べる中で、物資流通の要道に誠実な胥吏を配置して取り締まらせる、と述べている箇所において

当今の世、胥役の中に誠妥を責めるも、蓋し亦難し。多く一弊を増すことあらざる無し<sup>69</sup>。

との批文を加えており、胥吏を含めて取り締まりに当たる官吏に対する不信感をあらわに記している。

この阮元等の覆奏に対する道光帝の批文から見れば、彼らの報告

に対して、依然として机上の空論と批判し、余り信用していない様にも見受けられる。これが官僚全般に対する不信なのか、阮元個人に対する不信なのであろうか。今は疑問として残しておく。

この外ケシ栽培が為されている省としては、四川省の会理州・平武州一带、安徽省徽州・寧国・広徳府下、直隸の定県が挙げられている。このうち安徽・直隸は、現在は栽培されていないと報じており、四川に在っては、保甲制の実施状況調査の際に査察・取り締まりを行っていると報告している。

以上ケシ栽培の事実を伝える省の報告を見たが、若干の例外は有るが、総じて栽培されている地域は、山間・丘陵地帯の生産力の低く、又官憲の監視の目の及びにくい地域であり、投下資本が少なくして利益を挙げ得る為に栽培が広まったと考えられる。又これらの事實は、かかる辺境・僻地とも言える地域に在っても、アヘンの製造・販売・吸飲が拡大・進行している事をも示すものである。

次に管内にケシ栽培の事実が無いとする省の報告を見る事とする。この十省及び熱河のうち、ケシ栽培はもとよりアヘン販売の事実も無いとする省は、湖北・甘肅・熱河であり、官員の吸飲者の存在を否定する省は、陝西・安徽・直隸・湖北・熱河・河南・湖南・山西であった。しかし管内にアヘンの販売・吸飲者の存在を認める省は、湖北・甘肅・熱河を除く全ての省に及んでおり、摘発の事例を報告しているものも有る。<sup>20</sup>既にアヘンの流通が全国に及んでいる事が知られる。更に未だケシ栽培の事実無しとする省でも、広東の項で見られた様に、官憲に知られずに栽培されている地域の存在も充分に考えられ、ケシ栽培の蔓延化の兆候は、蔽い難い所であったと言い得るであろう。

#### 四 保甲制による取り締まり策

以上に見たケシ栽培の実情報告とその対策に関する各総督巡撫の覆奏を受けて、中央政府が打ち出した取り締まり策は、保甲制の活用であった。先ず取り締まり策として保甲制の活用が打ち出された経過を検討する。

既に見た様に、皇帝の命令を受けて最初に覆奏を行なったのは、閩浙総督孫爾準・福建巡撫韓克均であった。その中において

隨<sup>21</sup>ちに福建臬司惠吉・福建布政使魏元煊の詳請に拠るに、該道府を責成し、各属を督飭して実力査禁せしめ、保甲を抽查するの便に乗じて、春間において郷に赴き、稽查する事一次、鴉片を私裁することの有無を將て印結を出具せしむ。年底に司より会齊して部に咨<sup>22</sup>る。

とあり、更に違反者に対する罰条について

如し拔除尽くさず、仍お毒を地方に流すに任せること有らば、即ちに道光三年の部定の処分に遵い、分別參辦す。鴉片を種売・煎熬するに至っては、例に治罪の専条無し。撥<sup>23</sup>るにそれ害を閭閻に貽すは鴉片を興販すると異なる無し。請うらくは即ちに鴉片を興販する例に照らして、首従を分別し、軍徒に問擬し、人民をして儆畏する所を知らしめ、仍お種える所の田地を將て入官せしむ。著して地保をして隨時巡查首報せしめ、尚し賄庇の情事有らば、即ちに首犯に照らして一体に治罪し、贓重き者は贓を計り科断す。それ情を知りて容隠すれば、未だ賄を受けずと雖も、亦従為るに照らして問擬し、以て懲儆を示す。<sup>24</sup>

と建言している。これに対して皇帝は、「該部議奏せよ」と述べ、検討を命じた。この命令に対して、道光十年十二月、盧蔭溥等が議覆している。盧蔭溥はこの年九月に吏部尚書から体仁閣大学士に転

任しているが、前任の立場からこの問題に関わったものと考えられる。従って皇帝の「該部議奏せよ」の「該部」とは吏部・刑部に対して為されたと思われ、吏部・刑部の連合審議に基づいて覆奏されたと考えられる。

さてその覆奏においては、「各督撫に通飭し一体に遵照し、画一に辨理せしめんことを請う」と冒頭に述べ、全国に画一的に実施する事を要請している。その上で、①ケシ栽培・アヘン製造者を「興販鴉片煙之例」に照らし、主犯は近辺に発して軍に充て、従犯は杖一百・徒三年とする事、②地保の受賄故縱せる者は主犯に照らして処罰し、收賄額の大きい場合、その額によって枉法律により重きに従い処罰する事、③事情を知りつつ見逃したが、收賄していない場合は、従犯の例によって処罰する事、④栽培された苗は抜き取って破棄し、その土地は没収する事等の罰条を規定している。

次に取り締まりの方法については、各督撫は管内道府に責任を持たせ、管下の州県官に命じて実力査禁させるとし、具体的には、①州県官が保甲を抽查する便に乗じて、春季に郷村に赴き、稽查する事一次、ケシ密栽培の有無の「印結」を道府に提出させ、年末に按察使はこれらを取纏めて刑部に報告する事、②各督撫は毎年末に保甲制の実施状況を報告する際に、併せてこの問題についても詳細に論及・声明する事、③若しケシを抜除し尽くさず、害毒を地方に流すに任せた場合は、道光三年部定の処分例によって、分別して弾劾・処分する事としている。

この覆議は見た通り、孫爾準等の建議を殆どそのまま受け入れたものである。道光帝はこれを裁可し、全国に通達する事を命じている。従ってこれ以降提出される督撫の報告や、彼らに対する皇帝の指示は、基本的にこの線での取り締まり・処罰策を述べている。従

って以後のケシ栽培・アヘン製造の取り締まり策は、かかる方法を基本として為されようとしたと考えられる。この規定に拠れば、州県官が保甲抽查の際に査察を行なうというものであり、保甲組織を取り締まり策に動員するというものではなく、僅かに地保の監視・取り締まりの責任が規定されているだけである。しかし各省においてこの対策を具体化する際には、保甲組織そのものを動員するという具体的方策を示すものも有り、現実には保甲組織を用いて取り締まりを行なおうとする所も多かったと理解される。その点を次に見る事とする。

ケシ栽培・アヘン製造の取り締まり策として、中国の伝統的な治安維持の為の制度である保甲制を利用しようとしているわけであるが、具体的に如何に活用・実施しようとしたのであろうか。

周知の如く清朝の保甲制は入関以来、歴代皇帝の詔勅によってその確実・有効な実施が命ぜられており、乾隆二十二年（一七五七）には一応の制度的な整備を完成させ、以後支配・監視の及びにくい辺境地方や塩場・山地・沿海部の船戸等を対象とする保甲整備が、嘉慶期を通して為された。そして嘉慶二十一年（一八一六）に弛緩した制度の引き締めを全国を対象に命じている。従って道光前半期においては、一応全国的に保甲制は展開されていたと考えられ、「宣宗実録」に見られる保甲制に関する記事に拠れば、雲南・貴州・甘肅における少数民族の保甲制編成、広東・福建沿海地方での械闘風潮抑制の為の保甲制強化、浙江・江西・安徽における棚民の保甲制編成、江西の保甲制による会匪取り締まり指示、東北・広西等に生じている流民・遊民の編入等の指示が見出される。「宣宗実録」の記載に拠る限り、総じてこの時期の保甲制は、制度的には整備されており、これを少数民族と漢族との紛争地域、反体制勢力である会匪、



闇塩密売集団の取り締まり、体制より析出された流民・遊民の再把握等を目的として、個々に対して命令が出されており、全国的な規模の指示は、先の嘉慶二十一年以来出されていないと考えられる。従って全国的には一応保甲制は、編成・実施されている事を前提として、ケシ栽培・アヘン製造の取り締まりを、この組織を通して行なおうとしたと理解される。

さて保甲制を活用したケシ栽培・アヘン製造・販売の取り締まりの具体策について、先ず比較的詳しくその方法を記述している広東省の案を中心に見る。道光十一年六月の両広総督李鴻賓・広東巡撫朱桂楨の上奏と、それに対する皇帝の指示を検討する。先に紹介した様に、李鴻賓等は今後の対策を布・按両司と検討した結果、①奸民のケシ栽培については、当地の「保甲人」に告発する責任を持たせる。②告発を受けた地方官は、直ちに現地へ赴き、その苗を拔除し、その土地を「入官」する。③同時に栽培者を「販賣鴉片煙例」に照らして処罰する。④地保・郷約・族長等で隠匿して告発しなかった者に対しては、調査の上「枷責懲治」する。⑤兵役で收賄して見逃した者を「従重究辦」する。⑥州県官に命じ「下郷相驗踏勘、及抽查保甲之便」に随時査察し、季節毎に「境内有無種植罌粟、製造鴉片之処」を報告させる。⑦道・府官は季節毎に委員を各州県に派遣して巡査させ、年末に「所属並無種売鴉片煙切実甘結」を督撫に提出する。⑧督撫は毎年一度上奏し、管内の状況を報告する。⑨誠実に取り組まない地方官・委員の為、民間でケシ栽培・アヘン製造が為されていたならば、直ちに「嚴參懲処」する、と規定している。<sup>28</sup>ここでは農村現場での取り締まりの第一次の責任を「保甲人」の告発に帰しているが、しかし告発しなかった場合の罰則規定においては、地保・郷約・族長等が明記され、牌頭・甲長・保正の責任に

ついては明らかでない。この点に関して四川総督鄂山の覆奏においては、「牌長」は十日毎に甲長へ、甲長は半月毎に保正へ、保正は毎月地方官へ、「甲内並無種植罌粟花販売及買賣鴉片煙之人、如經查出、甘願連坐切結」の如き証文<sup>29</sup>「印結」を提出する事としている。従って提出後違法行為が摘発されれば、連坐の責めを受ける事となると考えられる。又地縁結合を図る保甲のみならず、同族組織をも動員し、族長の一族に対する統制の責任を問うている。

更に州県官は右に見た住民組織による取り締まりを前提として、地保・郷約・族長や牌頭・甲長・保正の告発を受けての随時の機敏な対処は当然の事として、独自の行動としては、季節毎に上級の道・府に対する状況報告が義務付けられた事である。先の盧蔭溥等の上奏で言う「有無私裁鴉片煙印結」<sup>30</sup>李鴻賓等の言う「境内有無種植罌粟、製造鴉片之処」の如き「印結」・「切結」・「甘結」の提出を行なわねばならない。この行為の前提には、州県官による日常的な査察が必要である。さもなければ漫然と「印結」を提出し、後日管内に違法の事態が発覚した場合の責任を問われる事となり、正に甘んじて処分を受けねばならない為である。こうした保甲組織を通しての査察・取り締まりを基礎として、州県官は上級の府・道へ、府・道官は巡撫へ、巡撫は中央刑部へ、一定の期間内に「印結」を提出する。その為には各段階で独自の査察が求められている。

こうした方法は用語の相違やアヘン流通・密売の取り締まり、官・役のアヘン吸飲者の監察等に言及する等の違いは有るが、基本的には各省に共通している。即ち保甲組織による監視・取り締まり、州・府・道の官による多段階の査察と「印結」の提出によって、真剣にケシ栽培・アヘン製造の禁止・取り締まりを図るものであり、制度の面では整った体制が出来上がったと言えるであろう。

ではより具体的に保甲制によってどの様に取り締まりを行なおうとしたのか、閩浙総督自身も栽培を認める地域である浙江省台州府下の地方志を閲覧したが、ケシ栽培・アヘン製造の取り締まりに関する記事は見出せなかった。「台州府志」(民国二五年刊)の物産の項で、「花之属」・「葉之属」・「貨之属」において、罌粟・鴉片・罌粟漿をその産物として記しているのは、臨海・寧海・天台・仙居の各県である。<sup>32)</sup>例えば臨海県の場合、「花之属」に

罌粟〔赤城志、状瓶罌の如く、其中粟に似たるを以て、故に名づく。本草に罌子粟有り。正に此の字を用ちう。俗に鴉粟と云うは誤りなり。〕<sup>33)</sup>

と記し、更に「貨之属」に

鴉片〔俗に烏煙と名づく。罌粟汁を取りこれをつくる。山郷海宕皆有り。今禁種す。〕<sup>34)</sup>

とあり、又寧海県の項の「花之属」には

罌粟〔一名阿芙蓉、状瓶罌の如く、其中粟に似たるを以て、故に名づく。鴉粟に作るは誤りなり。今、郷間広くこの罌粟を種え、油を取るべし。〕<sup>35)</sup>

とあり、この地方の農村に広く栽培され、油を取っていると述べるが、だからといってアヘンが製造されない保証はない。

「台州府志」には、この様にケシ栽培の事実を伝えているが、各県志を検索しても、その栽培の状況や禁止・取り締まりの様子を伝える記述は見出せない。「黄巖県志」(光緒六年刊)の卷三十一、風土、総論の項に

洋煙の邑境に入るは、蓋し百年に近し。其の初、售価至って貴し。富家の後生、始め作俑と為り、後乃ち郷閭の間、漸く染まらざる無し。その害を被る者、田宅を売り妻子を鬻ぎ、以て債

を償うに至る。道光初年に及び、種花の法既に行なわれるも、嗜煙の禍尤も烈し。大家累世積儲の業、化して烏有と為る者、数えるに勝うべからず。

と記され、アヘン吸飲の風の広がりと、ケシ栽培の禁止の無効さを示しており、禁止の為の具体的な施策については、何ら触れていない。この他「寧海県志」(光緒二二年刊)に在っては、一切触れられていない。温州府下の「樂清県志」(光緒二七年刊)・「永嘉県志」(光緒七・八年刊)と台州府黄巖県下の「路桥志略」(民国二四年刊)には、時期的に明確でないが、禁煙の法の施行に言及しつつケシ栽培の盛行と吸飲者の増加を記述しているが、その取り締まりの具体的な動きについては、何らの記録も無い。思うにケシ栽培・アヘン製造の如き事跡は忌むしい隠匿すべき事柄と考えられて、郷土の名勝・物産・人物を誇示する事を目的とするこれらの地方志には容易に記述されなかったであろう。しかし現在検索し得た地域は、浙江台州府下と温州府下のみであり、今後更に他省・他地域の史料を調査した上で、更に検討を進める必要がある。

## 五 取り締まりの有効性

中央・地方当局が打ち出した対策は、叙上の如く、人民の生活現場において、治安・秩序を維持・擁護する制度であった保甲制を用い、当時の保甲制運用の狙いである教匪・会匪の取り締まりの手法と同様に、牌・甲・保の各段階における監視・統制と、上級への一定間隔を置いての「印結」の提出をその手段とするものであった。

そして官のレベルでは、州県・府道・按察使・巡撫の各官が、それぞれの管轄内の状況を調査・集約し、一定期間内に上級官に対して報告し、同様に「印結」を提出させるというものであった。こうし

た方法による取り締まりが、どれほどの効果が有ったのか、既に浙江省の台州府下の状況を見た中で、必ずしもケシ栽培が絶滅したとは言いがたい様子を記したが、この手法による取り締まり策が実質的な成果を挙げ得るか否かは、「印結」提出が確實・有効に為されるかどうか懸かっていると思われる。先にも述べた様に、「印結」の提出はその前提に、真剣な調査に基づく確信が有って提出されるものであり、提出後、万一管内にこれに反する事実が発覚した場合提出者は、民に在っては連坐の罪を負う事となり、官に在っては失察の咎を免れず、規定による処分を受ける事となる。従って漫然と提出する事の出来ない、いわば治罪・処分という脅迫を背景にして取り締まりを強制するものである。かかる脅迫を背景とする強制が、果して実際に有効に機能したのであるうか。

ケシ栽培の禁令が発布された八年後の道光十九年（一八三九）正月に、次の様な内閣への上諭が下された。即ち清朝発祥の地である盛京を守る盛京將軍耆英の上奏に対して

查禁の情形、尚妥協に属す。惟だ須べからく覈実辦理し、徒らに空言に託すべからず。此ら藐法の人、宗室・覺羅・官員・兵丁を論ずる無く、一たび經に拏獲すれば、即ちに律に按じて懲治すべし<sup>(38)</sup>

と述べている所から、耆英の上奏には管内に禁令を犯す者の存在を報告している事が解る。更に耆英の奏言を引用しつつ、言うに

該処地方官、向來肯<sup>あ</sup>えて実力査究せず、互いに相隱諱し、反つて査拏を以て多事と為す。此の種の劣員は、実に悪むべきに属す。著して留心察看し、如し再び因循諱飾すれば、不肖の劣員は、即ちに実に拠つて嚴參せよ。稱する所の該佐領・協領等に飭令し各々印結を具し、毎月呈報せしむるに至つては、此れ了

事に就かんとするに係る。該員等結報有るを待み、反つて陽奉陰違し、互いに相掩飾するを得、吸食の人亦報有るを待み、益々忌憚無し。而して該上司亦一紙に憑りて申報し、深く信じて疑わず、遂に相率いて視て具文と為し、日に弛懈を形す<sup>(39)</sup>

とあり、耆英の管轄地盛京地方の实情として、取り締まる側に在っては「印結」の提出が単なる年中行事の如く、何ら緊張感も無く、従つて殆ど調査も為されずに提出され、一方取り締まられる側も、「印結」が提出されている事によつて査察は為されないととして、まさしく忌憚無く違法行為を行ない得る状況に在った事を示していると言える。皇帝はこれに対して当然、「空言にて搪塞し、咎戾を干すを致す勿かれ」と厳しく戒めている。

更に「印結」提出の手段の実効性を疑わせる史料として、一九一四年刊の雷瑤の編輯に成る「蓉城閒話」に収録されている彭毓崧著の『漁舟紀談』の一節がある。雷瑤の解題に拠れば、著者彭毓崧は雲南省で長らく仕官し、「監司」に至つて退官したと言う。彼は退官後、その経歴を買われ、雲南巡撫張亮基の幕友となつた人物である。従つてこの記事は、道光末・咸豊初の雲南の实情を示していると考えられる<sup>(40)</sup>。この著の八虚文一則<sup>(41)</sup>と題する文章で

虚文の法存して並に実事において害有るもの有り。今日の官中の各結の如きは是なり。……最も解すべからざる者は、年終に各結を取具するに、内に「境内並に鴉片煙を栽種する無く、署内に亦鴉片煙を買食するの人無し」の一条有り。上下相蒙り、皆故事と為す。良に歎くべきことなり<sup>(42)</sup>

と記し、「印結」が虚文となつていている事を述べている。そして雲南の实情を次の様に記している。

滇人、煙を以て命と為し、即ち煙を以て糧と為さざる能はず。

其の境内をして裁せざらしむるも、必ず給を他境に仰ぎ、内地種えざれば、必ず転じて外夷より購う。余嘗て民に勸め種煙の田を以て易えて穀を種えしむ。而るに民怨み以て民情に通ぜずと為す。蓋し滇南の穀は転輸して有無を懸遷するに便ならず。惟だ此の煙土は民に長なる者は、これ利源を開くと為さず、而して反つてこれを塞がんと欲するも、勢いとして不可なり。然して年終に出結するに、必ず「境内裁種する者無し」と曰う。

州県これを以て大吏を欺き、大吏これを以て朝廷を欺く<sup>(43)</sup>

雲南の人々のアヘンへの執着の強さから、栽培禁止の政策が民情を無視するものとして怨みを買う有様であったと言う。雲南南部地方は交通の便が悪く、物資の流通が困難である為、ケシ栽培がこの地方の人々にとって、大きな収入源となっており、この作物の害悪を知る人が、将来的に決して有利な作物では無いと考え、その栽培を抑えようとしても、それが当地の農民の当面の生計を脅かす事になり、抑制は困難であった事がうかがわれる。従つて真剣に禁止しようとするれば、ケシに代わる生計の立ち得る代替作物栽培を指導しなければならなかったが、当時の行政はそこまで行き届いたものでは無かった。かかる現場の事情から州県官はこれを黙認し、上級に対して「境内無裁種者」と報告し、上官もこれをそのまま中央に取り次ぐに過ぎず、自ら査察を行なう事もせず、その結果

良有司真心民を愛し、或いは一利を興し一弊を除かんとすと雖も、百姓従わず、「此地方官の出結の類なり」と曰う<sup>(44)</sup>

と記す如く、たとえ地方官が真剣に指導しても、人民は官に対する不信感から、全く受け入れられなかった事が知られる。

以上、「印結」提出方法による取り締まりの実態を、盛京・雲南に関する記事から見たが、これらの実情が盛京・雲南の特殊事情に

よるといふ条件は見出せず、全国に普遍的に見られる状況であったと思われる。

更に保甲制による治安・秩序の維持策は、その組織編成を始めとして、各レベルの長の選出も決して地域住民の自主性・主体性に基づいて行なわれたわけではなく、官憲によるお仕着せ・強制によるものであり、そこからは住民の能動性を期待する事は出来ない。あくまで官憲の指示・強制によって機能するものであった<sup>(45)</sup>。その官憲が上述の如く、体面を飾り形だけを整えて実質を問わない状況に在っては、その有効性をここに期待する事は出来ない。先に見た鄂山の対策の様に、「牌長」は十日毎、甲長半月毎、保正は一か月毎、州県官は三か月毎に「印結」を提出する等の煩雑にして厄介な事が実際に行なわれ得るとは、到底考えられない。全くの机上の空論であると云い得る。皇帝もこれら督撫の対策案に対して、一定程度机上の空論となる事を戒めてはいるが、現実にはその空論を頼りとして、彼らの真剣な施政に期待を寄せざるを得なかったのである。督撫を始め州県官に至るまで、真面目な政策展開を強制する手段として、「失察処分」の強化と厳正な適用を図っても、上下を通じて互いに容隠・包庇しあう所謂「官場の習気」が蔓延している中に在っては、その効果も発揮されない。間々摘発される事例も報告されているが、それは運の悪い極く少数の存在に過ぎなかったと言い得るのであろう。

## 六 おわりに

国産アヘンの供給を断ち切る事は、海外からの密輸入を阻止する事と並んで、国内におけるアヘン中毒の蔓延を防ぐ重要な対策であったが、海外からの密輸入阻止には、もう一つの重点として、銀の

流出を阻止するという狙いが有ったのに対して、国内のケシ栽培の禁はその根底にそれが拡大されれば、正常な農業生産を崩し、糧食の供給を困難にするという危機感が意識されている。他方で当時の栽培地域を見れば、いずれも生産力の低い山間・丘陵地帯、辺境地方である。ケシ栽培は投下資本が比較的少なく収益が多い事から、格好の現金収入獲得の手段として低生産力の地域の農民に採用されたと見られる。加えてその地域が僻地なるが故に官憲の取り締まりの目の及びにくい地域であった事も、普及を容易にし、その根絶が困難であった所以である。この非生産的・反社会的な物質の生産を根絶するには、一方で厳正な取り締まり策を実施すると共に、これら農民に対して、より有利にして社会的に有用な作物への作付け転換を指導する事が必要であったと言える。しかし当時の官僚の視野には、こうした観点は浮かばず、単なる強圧的な禁止策の追究のみであり、しかも地方当局に在っては形式的な取り締まりの制度・体制を築き、中央に報告する事が主要眼目であったと言い得る。先に記した様に牌頭・甲長・保正に対して、連坐の罪を負わせるという脅迫によって近隣住民を監視させようとする事自体、現実には容易な事では無い。加えて「官場習気」の風潮化している官僚全体に誠実な禁止策の実行を期待する事は、文字通りの画餅であった。

かくしてケシ栽培・アヘン製造の禁止・取り締まり策は、道光十一年段階で一応その取り締まりの方法・罰則規定が制定されたわけであるが、その方法が余りに煩雑で実行し難いものであった事、関係官吏に真面目な実施を期待出来なかつた事等によって、成果を挙げざる事は出来ず、ケシ栽培は縮小・根絶されるどころか、むしろ益々拡大する事となつたと思われる。咸豊期大平天国の反乱鎮圧に際して、その軍資金調達の一法としてアヘンに対する厘金徴収の議論

が興り、咸豊八年（一八五八）「中英通商章程」第五条においてアヘンの納税貿易を正式に認め、外国アヘンも「洋薬」と名を変えて厘金徴収の対象品目に加えられる事によって、国産アヘンである「土薬」の取り締まりは、禁令は発布されても成果を挙げる事は益々困難になる。再びケシ栽培問題が大きく浮上するのは、十九世紀の末期に至つてであった。

（昭和六十三年九月十六日受理）

## 註

- (1) 近年中国学界における「弛禁派」の存在を巡る議論としては、朱金甫・僱永慶両氏の「第一次鴉片戦争期間禁煙問題新探」（『人民日報』一九八六年一月六日付）、僱永慶「有関禁煙運動的幾点新認識——從檔案記載看鴉片戦争期間的禁煙運動——」（『歴史档案』一九八六年第一期）、胡厚平「清統治集團内部在禁煙問題上的原則争論——評『第一次鴉片戦争期間禁煙問題新探』——」（『瀋陽教育学院学报』一九八七年・二）、中国人民大学書報資料中心刊、復印報刊資料「中国近代史」一九八七年第十期所収）が有る。
- (2) 井上裕正「清代嘉慶・道光期のアヘン問題について」（『東洋史研究』四一巻一、一九八二年）
- (3) 道光期の国内ケシ栽培禁止問題については、于恩徳「中国禁煙法令変遷史」（一九三四年著、『中国近代史料叢書』所収）に言及されている。
- (4) 「宣宗実録」卷一〇七、道光十年六月庚戌の項、及び楊家駱主編の『中国近代史文獻彙編之一』、『鴉片戦争文獻彙編』一、『清代外交史料』所収。
- (5) 井上裕正「清代道光期のアヘン問題について——『失察処分』を中心に——」（『東洋史研究』四六巻四号、一九八八年）

- (6) 「宣宗実録」卷四六、道光二年十二月戊申の項。  
 (7) 同前、卷五四、道光三年七月戊寅の項。  
 (8) (5) に同じ。  
 (9) (4) に同じ。  
 (10) 楊家駱主編の中国近代史文獻彙編之一、「鴉片戦争文獻彙編」一、「清  
 代外交史料」所収。  
 (11) (12) 同前。  
 (13) 「史料旬刊」第四期、『道光十一年查禁鴉片煙案』所収。  
 (14) 同前。  
 (15) 「宣宗実録」卷一九一、道光十一年六月己酉の項に、「正恐潮州府属  
 之外、裁種者亦復不少」とある。  
 (16) 「史料旬刊」第三期、『道光十一年查禁鴉片煙案』所収。  
 (17) (18) 同前。  
 (19) 四川については、「史料旬刊」第五期に、安徽・直隸については、  
 同前第六期に収録されている四川総督鄂山・安徽巡撫鄧廷楨・直隸  
 総督琦善の覆奏に拠る。  
 (20) これらの覆奏は、甘肅について陝甘総督楊遇春の覆奏が、「宣宗実  
 録」卷一八九、道光十一年五月丁卯の項に有る以外は、「史料旬刊」  
 第三期から六期、及び第九期に掲載されている。  
 (21) (22) (10) に同じ。  
 (23) 「清史稿」卷十五、『大学士年表二』、及び同書、卷二八、『部院大臣  
 年表六上』に拠る。  
 (24) 「宣宗実録」卷一八二、道光十年十二月壬寅の項。  
 (25) 同前。  
 (26) 以上の記述は「欽定大清会典事例」卷二五八、戸部、戸口、保甲の  
 項に拠る。尚、清朝前半期の保甲制に関しては、拙稿「清朝初期の  
 保甲法に関する一考察——浙江省臨安県の場合——」（『愛知教育大  
 学研究報告』第二五輯、一九七六年）清朝中期の保甲制について——  
 嘉慶期浙江平湖県の場合——」（『愛知教育大学研究報告』第二九輯、  
 一九八〇年）参照。
- (27) 少数民族の保甲制編成に関しては、「宣宗実録」の道光元年六月庚  
 子・二年十一月丁未・六年二月辛未・同六月庚辰・同七月癸未・同  
 月癸卯・同九月丙午の項、械鬪抑制策については、道光二年四月癸  
 酉・同五月庚子・三年九月丁卯の項、棚民の保甲制編成に関しては、  
 道光四年五月戊寅・同六月壬子・同月庚申・同七月辛未・同閏七月  
 丁巳の項、教匪・会匪の取り締まりとしては、道光二年十一月丁酉・  
 六年七月丙午・十年二月丁丑の項、流民・遊民の編入に関しては、  
 道光六年七月丙戌・同十一月戊寅・七年十二月壬辰・八年四月庚寅・  
 同十月壬辰の項。  
 (28) (16) に同じ。  
 (29) 「史料旬刊」第五期、  
 (30) (24) に同じ。  
 (31) (16) に同じ。  
 (32) 「民国台州府志」卷六二・六三、物産略上・下。因みに光緒二五年  
 修の「台州府志」には、物産に類する項は無い。  
 (33) (34) 「民国台州府志」卷六二、物産略上。  
 (35) 「民国台州府志」卷六三、物産略下。  
 (36) 「光緒永嘉県志」卷四、風俗の項。  
 (37) 「光緒永嘉県志」卷六、風土、物産の項。  
 (38) 「路橋志略」卷五、叙事の項。  
 (39) 「宣宗実録」卷二二八、道光十九年正月丙辰の項。  
 (40) 同前。  
 (41) 「清史稿」卷四十四・四三、『疆臣年表四・七』に拠れば、張亮基が雲南に  
 在任したのは、巡撫として道光三十年八月より咸豊二年五月まで、  
 及び総督として咸豊八年十一月から十年十月迄の間である。著者彭  
 毓崧は雷瑯の解題に拠れば、「嘉道時人」と記されている所から、張  
 亮基が巡撫の時代を述べているものと推測される。  
 (42) 「蓉城閑話」三十七、（楊家駱主編の中国近代史文獻彙編之一、「鴉  
 片戦争文獻彙編」一、所収）  
 (43) (44) (42) に同じ。  
 (45) 前掲拙稿参照。